

仙台市若林区公告 第 52 号

別紙に掲げる者に対する国民健康保険に係る通知については、その送達を受けるべき者の居所が明らかでなく、送達できないため、国民健康保険法第 78 条の規定により準用する地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、仙台市若林区保健福祉センター保険年金課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付します。

令和 8 年 7 月 1 4 日

仙台市若林区長 高橋 洋子

別紙

R8 若保年第 164-5 号

(担当課：若林区保健福祉センター保険年金課)

[illegible]